

令和5年度 練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果について

1 令和5年度検討事項

(1) 練馬区災害薬事コーディネーターおよび練馬区災害薬事センターの設置について

2 検討経過

日時等	検討内容
第1回専門部会 令和5年7月28日(金)	(1)練馬区災害薬事コーディネーターおよび練馬区災害薬事センターの設置について 〔その他〕 ・令和5年度練馬区災害医療訓練の実施について ・練馬区医療救護カレンダー2024について
第2回専門部会 令和6年1月31日(水)	(1)練馬区災害薬事コーディネーターおよび練馬区災害薬事センターの設置について 〔その他〕 ・令和6年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について ・令和5年度訓練実施結果について

3 検討結果

検討事項(1)	練馬区災害薬事コーディネーターおよび練馬区災害薬事センターの設置について
<p>東京都は、東京都地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターを薬事の観点から補佐する災害薬事コーディネーターおよび災害薬事センターの設置を区市町村に求めている。</p> <p>練馬区においては、一般社団法人練馬区薬剤師会との災害時協定で、医薬品統括責任者を設置しており、災害薬事コーディネーターと機能が重複している。</p> <p>については、災害時の体制をより強化するため、医薬品統括責任者との関係を整理し、災害薬事コーディネーター等の設置に関して検討する。</p>	

《検討結果》 資料1-2・1-3のとおり

災害薬事コーディネーターは、従来の医薬品統括責任者をより発展させた専門職であることから、医薬品統括責任者を廃止し新たに災害薬事コーディネーターを設置することとした。災害薬事コーディネーターは、引き続き一般社団法人練馬区薬剤師会に所属する薬剤師から推薦していただく。

また、練馬区東庁舎2階の練馬区休日・夜間薬局を災害時においては練馬区災害薬事センターとして開設する。

区は、災害薬事コーディネーターに関する基準として、「練馬区災害薬事コーディネーター設置要綱」を策定し、練馬区薬剤師会とは、災害薬事コーディネーターの派遣を規定した新たな災害時協定を締結する。(令和6年4月を予定)

なお、具体的な災害薬事コーディネーターの役割について、引き続き練馬区薬剤師会と協議を進めながら決定していく。

[その他]

① 練馬区医療救護カレンダー2024について

平成29年度より作成を開始した、日頃から目にすることができ発災時に持ち運びのできる卓上カレンダー型の医療救護所簡易マニュアルを引き続き作成した。